



## 外国との社会保障協定とは

国際的な交流が活発化するなか、企業から派遣されて海外で働く人や海外で生活する人が、年々増加しています。

海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要があるため、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならないケースが生じます。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間、その国の社会保障制度に加入しなければならない場合があるため、保険料が掛け捨てになってしまうこともあります。

### 社会保障協定の2つの目的

- 二重負担の防止** 保険料の二重負担を防止するために、加入する社会保障制度を2国間で調整する。
- 年金加入期間の通算** 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定相手国の社会保障制度に加入していた期間とみなして取り扱い、協定相手国の年金を受給できるようにする。

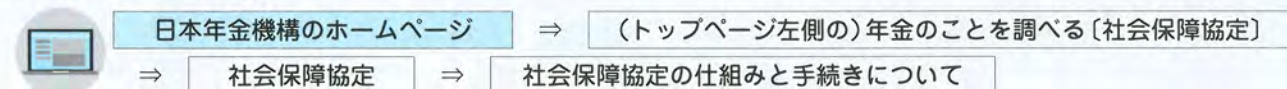
## ●各国との社会保障協定の発効状況

2018年9月現在、日本は21カ国との社会保障協定に署名し、うち18カ国分を発効しています。締結の目的である、保険料の二重負担防止および年金加入期間の通算は、日本とこれらの国の間でのみ有効となります。ただし、イギリス・韓国・イタリア・中国については、保険料の二重負担防止のみとなります。

協定が発効済みの国	ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン
署名済み未発効の国	イタリア、スロバキア、中国

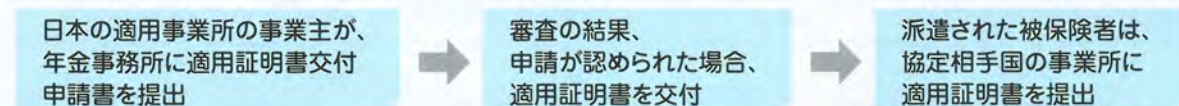
## ●社会保障協定の仕組みと手続き

社会保障協定の内容は、基本的にそれぞれ同様の取り扱いとなっています。ただし、協定相手国の社会保障制度の内容や申請者の状況等により、取り扱いが異なる場合があります。詳細は、日本年金機構のホームページで確認してください。【2018年9月現在】

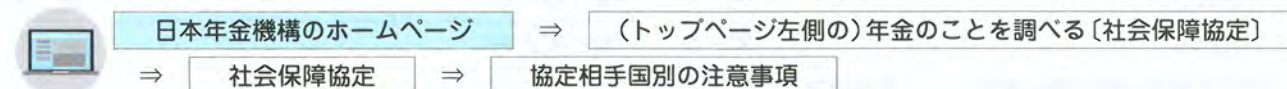


## ●日本の年金制度の加入者が協定相手国で働く場合の手続き

日本の年金制度の加入者が一時的に日本から協定相手国に派遣されて就労する場合、協定相手国の社会保障制度への加入を免除されるためには、日本の年金制度に加入していることを証明する適用証明書の交付を受ける必要があります。



協定相手国によっては注意事項があります。詳細は、以下でご確認ください。



### ご注意ください

- 適用証明書を紛失・き損または記載内容に変更があった場合は、適用証明書交付申請書を提出してください。
- 当初の一時的な派遣期間の予定を延長して協定相手国で就労する必要がある場合は、事業主が年金事務所に適用証明書期間継続・延長申請書を提出してください。審査の結果、申請が認められた場合には、新しい適用証明書が交付されます。
- 適用証明書交付申請書は、協定相手国によって様式が異なります。
- 審査の結果、申請が認められなかった場合は、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。



## 「医療費のお知らせ」をご活用ください!

協会けんぽでは年に一度、被保険者様(従業員様)および被扶養者様(ご家族様)の医療費に関するお知らせをお送りしております。

この「医療費のお知らせ」は、加入者のみなさまへ診療を受けた医療機関や医療費の確認をしていただくとともに、健康や医療についての関心を深めていただくことを目的としています。

**記載対象期間** 主に平成29年11月診療分～平成30年9月診療分

**送付時期** 平成31年1月下旬～2月上旬  
(被保険者様ごとに封入の上、事業所様宛に順次お送りいたします)



重要な個人情報ですので、**開封せずに**そのまま従業員様にお渡しください。

## 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます!

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要になりました。「医療費のお知らせ」を添付すると明細書の記入を省略できます。「医療費のお知らせ」を添付する場合、領収書の保管が不要です。

ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。



確定申告(医療費控除)については**税務署**へお問い合わせください。  
詳細は国税局のホームページをご確認ください。  
※医療費を一定額以上払った場合に対象となります。

## Q & A

**Q1** 退職した人の「医療費のお知らせ」が届きましたが、どうしたらいいですか?

**A** データの抽出日によって、すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届く場合があります。お手数ですが、開封せずに同封の返信用封筒に入れて協会けんぽへご返送ください。

**Q2** 保険診療を受けたのに、「医療費のお知らせ」に記載がないものがあるのですが、なぜですか?

**A** 今回の「医療費のお知らせ」は、主に平成29年11月～平成30年9月診療分の医療費を記載しております。平成30年10月～12月診療分は、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。  
なお、特定の診療科や医療費の請求状況等によっては、「医療費のお知らせ」に記載がない場合もあります。

**Q3** 「医療費のお知らせ」に載っている支払額と、医療機関で発行された領収書の支払額が違うようなのですが、どうしてですか?

**A** 「医療費のお知らせ」は健康保険で受診等をした診療分を記載しています。健康保険適用外の費用(入院時の個室料や食事の費用、歯科の差額材料費など)は含まれていませんので、領収書の金額と異なる場合があります。

